



保坂区政の与党、くらし、福祉優先の区政前進へ

2024年5月

こんにちは **川上こういち**です
日本共産党

連絡先：日本共産党世田谷区議団 世田谷区世田谷4-21-27 ☎ 5432-2791

等々力溪谷内の危険木処理作業、来年度中に完了

令和5年7月6日、等々力溪谷公園内で倒木が発生しました。安全確保を優先し、公園内の一部は立ち入り・通行禁止措置がとられています。

令和5年8月から11月にかけて樹木医による樹木調査を実施。伐採等の緊急対応が必要な危険木が52本（剪定6本 伐採46本）と判断されました。その後、樹木医及び樹林地における生育環境の専門家等との検討を進め、剪定等は16本、伐採は26本の42本とし、それ以外の10本について、生育環境の改善等を図り樹勢の回復を図ることとなりました。

地元商店の方は「外国人観光客などが来なくなり営業の死活問題だ。」また住民の方からは危険木処理作業期間の短縮を求める声が私のもとにも寄せられていました。

作業期間について、対象木の精査及び経験知識、技術のある職人の確保や、溪谷内の一部での重機搬入、伐採・剪定樹木の搬出等の労務負担軽減により、4年程度の作業期間から1年半程度に短縮されることとなり、危険木の伐採・剪定作業と並行して専門家等の指導のもと、樹林地の環境改善及び保全に向けた取組を進め、令和7年度中に作業完了するとしています。

作業スケジュール（予定）

- ▶ 作業は谷沢川下流側の利剣の橋先から上流のゴルフ橋に向かって進めます。
- ▶ 期間：約1年半程度（令和6年4月より作業開始）

▶ 作業が完了した区域は利用者の動線等を考慮した上で安全な利用が見込める区域から、順次、開放する予定です。



<p>エリア1</p> <p>トイレのある 広場周辺</p> <p>▶ 遊歩道に影響のある危険木の処理</p>	<p>エリア2</p> <p>利剣の橋先 ～玉沢橋 (環状8号線)</p> <p>▶ 遊歩道に影響のある危険木の処理 ▶ 公園出入口①②③利用再開</p>	<p>エリア3</p> <p>玉沢橋 (環状8号線) ～ゴルフ橋</p> <p>▶ 遊歩道に影響のある危険木の処理 ▶ 公園出入口④利用再開</p>	<p>エリア4</p> <p>等々力溪谷 3号横穴周辺</p> <p>▶ 危険木の処理 ▶ 公園出入口⑤⑥利用再開</p>	<p>令和7年度</p> <p>全面開放</p>
--	--	---	--	---------------------------------

図は世田谷区ホームページより

等々力溪谷保全に向けた、ふるさと納税の活用へ

等々力溪谷公園内の危険木処理が令和6年4月より進められています。世田谷区では危険木の対応作業及び危険木の対応と並行して行う溪谷内での保全活動を対象として、ふるさと納税による寄附募集（2000万円目標）を行います。募集期間は令和6年6月中（準備が整い次第）から令和7年12月末までとしています。

私は今年2月の第1回定例区議会で、危険木処理作業を貴重な樹木を守る機会ととらえ、等々力溪谷に親しんできた方々に幅広く周知する事が重要であり、危険木の処理費用について、ふるさと納税を活用することを求め、それが実現する事になりました。

区内・区外の方対象に5万円以上の寄付に対して、伐採材を再利用し製作されるインセクトハウス（多様な生態系を維持するために虫を呼ぶ装置）の名前を寄付者に決めてもらい、等々力溪谷公園や他崖線内の公園緑地等に設置します。



インセクトハウス（写真はイメージ）

内閣府が自衛隊用賀・三宿駐屯地周辺を「注視区域」に指定

内閣府は4月12日に、陸上自衛隊関東補給処用賀支処（用賀駐屯地）と陸上自衛隊衛生学校（三宿駐屯地内）を中心とした周囲概ね1kmの区域を「土地利用規制法」に基づく「注視区域」に指定しました。これは内閣総理大臣が重要施設とみなす米軍や自衛隊基地の周辺で、土地や建物の所有者を調査し、施設の機能を阻害する行為があれば、刑事罰をとる規制をかけるものです。調査の対象や内容、期間に制限はなく、世田谷区民が監視対象となるおそれがあります。機能を阻害する行為とは何か法律上の定めもなく、政府による恣意的な監視・運用が懸念されています。

党区議団は区議会で、区民に対する説明と「注視区域」指定撤回を国に求めるようただしました。保坂区長は「住民や事業者にとって大きな負担となる区域指定にどのような合理性があるのかの説明および自治体に事前に相談すること…区域指定の告知、施行に際して周知や区民からの問い合わせに丁寧な対応を求めたい。」と答弁しました。

○用賀支処で「注視区域」に該当する地域

全域が注視区域に該当する地域

- ・上用賀 1～4丁目
- ・用賀 2～4丁目
- ・弦巻 3～5丁目
- ・桜新町 1丁目・2丁目
- ・桜 3丁目

一部が注視区域に該当する地域

- ・桜丘 1丁目・3丁目
- ・玉川台 1丁目・2丁目
- ・上用賀 5丁目・6丁目
- ・世田谷 1丁目・2丁目
- ・深沢 8丁目
- ・桜 2丁目
- ・新町 2丁目・3丁目
- ・用賀 1丁目